

JA てんとう サマーキャンペーン 定期貯金

- 新規のお預入に限ります。
- 店頭窓口でのお預入のみ対象となります。

預入期間1年

店頭表示金利

+

1.00%

年 **1.35** %

(税引後 年 1.075%)

【商品概要】

- ・取扱期間 : 2026年7月13日(月)～2026年8月31日(月)
- ・取扱商品 : スーパー定期貯金
- ・対象 : 個人のお客さま
- ・お預入金額 : 新規預入金額は10万円以上、既契約定期貯金への増額預入は50万円以上を条件とします。
- ・お預入期間 : 1年
- ・適用金利 : 店頭表示金利 + 1.00%
- ・募集総額 : 5億円 ※取扱期間中であっても、募集総額に達し次第、取扱いを終了いたします。

【注意事項】店頭窓口でのお預入のみ対象となります。自動継続でご利用いただいた場合、適用利率は初回満期日まで適用され、それ以降は自動継続時における店頭表示金利の適用となります。中途解約される場合は、JA 所定の中途解約利率が適用されます。金利に対する税金は 20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) の分離課税となります。金利情勢の変更などにより、適用金利の取扱いを中止、または変更する場合があります。本商品は貯金保険制度の対象商品です。商品の詳しい内容については、店頭またはホームページの商品概要説明書をご覧ください。<https://www.jatendo.or.jp/>

【連絡先】

天童市農業協同組合 本所 金融部
天童市老野森2丁目 1-1 TEL:023-653-5110



©よりぞう

商 品 概 要 説 明 書

スーパー定期貯金＜単利型＞

(2026 年 7 月 13 日現在)

商 品 名	・サマーキャンペーン定期貯金
取扱期間	令和 8 年 7 月 13 日から令和 8 年 8 月 31 日まで
ご利用いただける方	・当組合で新たにお預入れされる個人の方
期 間	・定型方式 1 年 ・預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・新 規 : 10 万円以上 ・書替継続 : 50 万円以上 (ATMでの預入は対象外となります。) ・1 円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の入手方法	・「スーパー定期貯金＜単利型＞」の店頭表示金利に年 1.00%を上乗せし、満期日まで適用します。 - 自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ・満期日以降に一括して支払います。 ・付利単位を 1 円として 1 年を 365 日とする日割計算をします。 ・20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）※の分離課税となります。 ※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手 数 料	—
付加できる特約事項	・自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5%を上乗せした利率) ・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 ・通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えて J A バンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 (1) 約定した預入期間が1か月以上 1 年未満の場合 ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×50% - ただし、②の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します
貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 - 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第 51 条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。

苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	・ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合金融部(電話：０２３－６５３－５１１０)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話番号：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 ・ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 山形県弁護士会、仙台弁護士会（ＪＡバンク相談所を通じてのご利用となります。上記ＪＡバンク相談所にお申し出ください。） 東京弁護士会紛争解決センター（電話：０３－３５８１－００３１） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：０３－３５９５－８５８８） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：０３－３５８１－２２４９） 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・ 現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・ 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記ＪＡバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
その他参考となる 事項	・ 満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

ＪＡてんどう